

栃労発基 0113 第 3 号
令和 3 年 1 月 13 日

関係団体の長 殿

栃木労働局長



労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生施行規則の
一部を改正する省令の施行について

労働行政の運営につきまして、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 2 年 12 月 2 日に公布されました労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 340 号）及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 193 号）により、ベンジルアルコール及び当該物を含有する製剤その他の物について、譲渡し、又は提供する場合のラベル表示、SDS の交付等を義務付け、また、製造又は取扱いの際のリスクアセスメントの実施を義務付ける改正を行ったところです。本改正につきましては、別添のとおり令和 3 年 1 月 1 日より施行されました。

つきましては、貴団体におかれましても、化学物質等の適切な管理に関する制度改正の趣旨を御理解いただき、傘下会員、事業場等に対する周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

基発 1214 第 1 号
令和 2 年 12 月 14 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則の
一部を改正する省令の施行について

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 340 号。以下「改正政令」という。）及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 193 号。以下「改正省令」という。）が令和 2 年 12 月 2 日に公布され、令和 3 年 1 月 1 日から施行することとされたところである。改正政令及び改正省令の趣旨、要点等については、下記のとおりであるので、その施行に遺漏なきを期したい。

併せて、本通達記載の内容については、別添のとおり、関係事業者等団体の長宛て傘下会員事業者への周知等を依頼したので了知されたい。

記

第 1 改正の趣旨

1 改正政令の趣旨

本改正は、「令和 2 年度第 2 回化学物質のリスク評価に係る企画検討会」（令和 2 年 9 月 4 日開催）の議論を踏まえ、ベンジルアルコールを以下の（1）から（3）までの措置の対象となる物質（以下「対象物質」という。）として追加するため、必要な改正を行うものである。

- (1) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 57 条第 1 項の規定による化学物質の名称等の表示（ラベル表示）
- (2) 法第 57 条の 2 第 1 項の規定による化学物質の名称等の通知（安全データシート（SDS）の交付）
- (3) 法第 57 条の 3 第 1 項の規定による化学物質の危険性又は有害性等の調査等（リスクアセスメントの実施等）

2 改正省令の趣旨

本改正は、GHS（化学品の分類および表示に関する世界調和システム）に基づく分類を踏まえ、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「則」という。）別表第2において、ベンジルアルコールを含有する製剤その他の物に係る裾切値（対象物質を含有する製剤その他の物中の当該対象物質の含有量がその値未満の場合、名称等の表示義務等の対象とならない値）を設定するものである。

第2 改正の要点

1 施行期日及び経過措置

施行期日は令和3年1月1日としたこと。ただし、改正政令の施行の際現に存在するベンジルアルコールについては、名称等の表示義務に係る法第57条第1項の規定は、令和3年6月30日まで適用しないこととしたこと。

2 改正政令関係

(1) 基本的事項

ア 改正の基本的な内容

労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「令」という。）

別表第9に「ベンジルアルコール」を追加したこと。

なお、「ベンジルアルコール」は、当該化学物質による労働災害事案が多発していることから追加したものであること。

イ 事業者が実施すべき事項についての基本的な考え方

ベンジルアルコールについて事業者が実施すべき事項に係る基本的な考え方は、本通達によるほか、「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の施行について」（平成12年3月24日付け基発第162号）及び「労働安全衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令等の施行について（化学物質等の表示及び危険性又は有害性等の調査に係る規定等関係）」（平成27年8月3日付け基発0803第2号）等によるべきものであること。

ウ 留意事項等

ベンジルアルコールは、職業性疾病（慢性）に関して安全に使用するための基準が示されている物質である一方、令別表第9に掲げる物以外の物質には危険有害性が不明なものがあるため、事業者に対して、対象物質以外であっても危険有害性が不明な物質への代替を推奨するものではないことに留意すること。

(2) 細部事項

ア 塗料の剥離及びかき落とし作業について

「剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について」
(令和2年8月17日付け基安化発0817第2号(令和2年10月19日
一部改正)。以下「課長通知」という。)の記の2(2)に則ったばく
露防止のための措置を行うこと。

イ ベンジルアルコールを含有する剥離剤の取扱い作業において講ずべき措置

剥離剤にベンジルアルコールが含有されている場合は、課長通知の
記の3(1)イに則った措置を講ずること。

3 改正省令関係

ベンジルアルコールのCAS番号及び裾切値は別紙のとおりであること。

別紙

ベンジルアルコールの CAS 番号及び裾切値

物質名	CAS 番号	裾切値	
		表示 (重量%) (則第 30 条関係)	通知 (重量%) (則第 34 条の 2 関係)
ベンジルアルコール	100-51-6	1 %未満	1 %未満

※ 上記の CAS 番号は例示であり、上記に記載の無い CAS 番号のベンジルアルコールを含有する製剤その他の物が存在する場合もあること。

橋梁塗膜除去工事や石綿除去工事などを行う作業者に

剥離剤による中毒が多発しています！

～ラベル・SDS（安全データシート）を確認し、適切な対策を～

剥離剤を使用した塗膜の除去作業中に、剥離剤に含まれる有害物（ジクロロメタン、ベンジルアルコールなど）を吸い込み、意識不明、視覚障害等となる事案が多発しています。

法令で規制されていない物質でも、人体に有害なもの（中枢神経への毒性だけでなく、発がん性、生殖毒性を有するもの、化学火傷を生ずるものなど）もありますので、剥離剤を使用する場合は、以下の対策を講じるようにしましょう。

① ラベル・SDSの入手・確認

- 使用する剥離剤の容器に表示されているラベル、添付されているSDSを確認※
※特に危険有害情報、取扱いおよび保管上の注意、ばく露防止および保護措置を確認
- SDSが添付されていない場合は、販売店舗またはメーカーから取り寄せる
- SDSを入手できない製品の使用は避ける

② SDSの情報に基づいてばく露防止措置を実施

- SDSに記載されているばく露防止および保護措置を確実に実施
- SDSを入手できない製品をやむを得ず使用する場合は、有害物が含まれているものとみなして適切な呼吸用保護具、保護眼鏡、不浸透性の保護手袋・保護衣などを使用
注意 防毒マスクを使用していても、吸收缶が破過して中毒となっている事案が発生しています！
- 作業場所をビニルシートなどで覆って通風が不十分な場合は、排気装置を設けるなど、作業場所の有害物の濃度を低減させる対策を実施

剥離剤に含まれる主な物質の有害性とばく露防止対策

（注）他にも様々な有害物が含まれているので、以下の物質を含まない場合も対策は必要です

ベンジルアルコール ※ラベル・SDS義務対象物質

ジクロロメタン ※特定化学物質

有害性

- ・中枢神経系、腎臓に障害
- ・強い眼刺激
- ・眠気またはめまいのおそれ
- ・飲み込むまたは皮膚に接触すると有害

主な対策

- ・剥離剤の吹き付け等では送気マスクを使用
- ・かき落とし作業では送気マスク又は防じん機能を有する防毒マスクを使用（吸收缶の破過に注意）
- ・保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋、保護長靴の使用
- ・作業場所の通風が不十分な場合の排気装置の設置など

- ・発がんのおそれ
- ・中枢神経系、呼吸器、肝臓、生殖器に障害
- ・強い眼刺激、皮膚刺激
- ・眠気またはめまいのおそれ
- ・吸入すると有害

- ・剥離剤の吹き付け等では送気マスク又は防毒マスクを使用（吸收缶の破過に注意）
- ・かき落とし作業では送気マスク又は防じん機能を有する防毒マスクを使用（吸收缶の破過に注意）
- ・保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋、保護長靴の使用
- ・作業場所の通風が不十分な場合の排気装置の設置など



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

ラベル表示・SDS交付・リスクアセスメントの対象に 「ベンジルアルコール」が追加されました

令和3年1月1日以降は、ベンジルアルコールについて以下が義務となります。

義務化

- 譲渡・提供時の【容器等へのラベル表示】
- 譲渡・提供時の【安全データシート（SDS）の提供】
- 事業場における【リスクアセスメントの実施】

ベンジルアルコールを含む製品を販売する場合は・・・

- ◆ ベンジルアルコールを1%以上含む製品を販売等する場合は、その容器または包装に危険有害性を示す絵表示（GHSマーク）、人体に及ぼす作用、取扱い上の注意、会社名などをラベル表示するとともに、安全データシート（SDS）を提供する必要があります。

※施行日時点で容器に入れ又は包装されている製品については、ラベル表示は令和3年6月30日まで猶予されます。

ベンジルアルコールを含む製品を使用する場合は・・・

- ◆ 容器等のラベルに危険有害性を示す絵表示（GHSマーク）のついている製品については、メーカー等から提供される安全データシート（SDS）を確認し、人体に及ぼす作用や取扱い上の注意を把握しましょう。
- ◆ SDS等の情報を基に、その化学物質の取扱い業務についてリスクアセスメントを行い、マスク装着や換気装置の設置など必要な措置を講じるよう努めましょう。

<ベンジルアルコールの危険性・有害性と必要な対策>

※該当物質の含有率が裾切値未満のものは対象となりません

物質名	CAS番号	裾切値		ラベルに表示すべき 絵表示
ベンジルアルコール	100-51-6	ラベル表示	1%未満	 
		SDS交付 リスクアセスメント	1%未満	
危険性 有害性	飲み込むと有害 皮膚に接触すると有害 強い眼刺激 眠気又はめまいのおそれ 中枢神経系、腎臓の障害 長期にわたる、又は反復ばく露による中枢神経系の障害	必要な 措置	容器を密閉しておくこと。 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。 取扱後はよく手を洗うこと。 この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。 屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。	

【注意！】 ラベル表示等の対象となったことを理由に、ベンジルアルコールから、別の**有害性の不明確な物質に安易に代替化を図ることは、かえってリスクを増大させる場合があります。**

今回追加されたベンジルアルコールは、どのように扱えば安全であるか明らかになっている物質ですので、適切に管理して使用するようにしましょう。

